

# 福岡県知事意見の概要及び 事業者見解(案)

---

令和4年12月22日

大阪航空局  
九州地方整備局

# 準備書に対する福岡県知事意見の概要

■福岡県知事意見日 令和4年11月29日

■意見の総数 14件

■意見内訳

項目	件数
全般的事項	3
個別的事項	—
1 大気質、騒音及び振動	
(1)粉じん等及び騒音	3
(2)二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	1
(3)低周波音	1
2 動物、植物及び生態系	
(1)鳥類	1
(2)環境保全措置	1
(3)事後調査	1
3 人と自然とのふれあい活動の場	1
4 廃棄物等	1
5 温室効果ガス	1

# 全般的事項

## 意見

1 北九州空港滑走路延長事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、一層の環境影響の低減に努めること。

## 事業者見解（案）

本事業の実施にあたっては、環境保全に関する対策や技術を導入するなど、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。

## 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。

# 全般的事項

## 意見

2 本事業実施区域周辺では、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）等、複数の埋立事業が行われており、工事の影響を把握するため、事業者が周辺海域や干潟において環境監視調査等を実施している。

本事業では、周辺海域や干潟において環境監視調査等は実施しないとされているが、これら別事業の環境監視調査等を活用して、本事業の実施による環境影響の把握に努めること。

また、環境監視調査等により、環境影響の予測及び評価の段階で想定しなかった課題が判明した場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

## 事業者見解（案）

本事業の実施にあたっては、工事中の水質（浮遊物質）への影響について、「新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業」で実施している環境監視の結果を活用して、本事業の実施による環境影響の把握に努めます。

## 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。

# 全般的事項

## 意見

3 評価書の作成に当たり、専門用語については可能な限り注釈をつけるとともに、対象となっている場所や生物の写真を適宜掲載するなど、閲覧者が視覚面を含めて理解しやすいものとなるよう配慮すること。

## 事業者見解（案）

評価書の作成にあたっては、専門用語については用語説明を追加します。また、事後調査の対象となっている動植物（チュウヒ、ヒメコウガイゼキショウ）などの写真を掲載いたします。その他、評価書の内容が読んで理解しやすいものとなるよう、可能な限り配慮いたします。

## 準備書からの修正方針（案）

航空機運航等に関する用語集を作成し、参考資料として掲載します。  
また事後調査の対象となっている動物について写真を追加掲載します。

<修正ページ>

用語集…新規作成

写真…環境影響評価準備書8.7.1-15、8.7.1-16、8.7.1-20、8.7.1-29の後（ページ追加）、8.7.1-31、8.7.1-36、8.7.1-43、8.7.1-44、8.7.1-45

# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

### (1) 粉じん等及び騒音

北九州市の予測地点No. 1において、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資材等運搬車両」という。）の運行による降下ばいじんの予測寄与量は、北九州市が近隣区で測定した現況値と比較してかなり高い値となっている。

また、夜間の騒音の予測増加量は2 dBで、現況値を加味した等価騒音レベルは環境基準値（65dB）と同一の予測結果となっている。

このため、資材等運搬車両の運行に伴う降下ばいじんや騒音の環境への影響はより回避又は低減されることが望まれる。

環境影響評価制度においては、「基準若しくは目標との整合性」を評価するだけでなく、「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減されているか」が重要な評価要素となることから、以下の内容について再度検討を行い、検討の結果を評価書に記載すること。

# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

ア 資材等運搬車両の運行による降下ばいじん及び騒音の予測にあたって、最大約1,100台/日の車両が3か所の予測地点すべてを通過するものとして予測を行っている。しかし、3か所の位置関係を勘案すると、資材等運搬車両が3か所すべてを通過することはあり得ず、予測は過大なものとなっている。このため、車両の通過予測を適切に見直した上で、改めて予測及び評価を行うこと。また、必要に応じて環境影響の回避又は低減のため、環境保全措置を追加すること。

## 事業者見解（案）

ご指摘について、環境影響評価手続きの時点では資材等の調達先や運搬経路を特定することができないことより、環境への負荷がより大きくなる条件で予測評価を実施しています。そのため、資材等運搬車両の運行に係る予測結果について現案でも妥当と考えております。

## 準備書からの修正方針（案）

環境保全措置については、以下の下線部を追加修正します。  
「資材等運搬車両のうち、“土砂などの”粉じん等飛散のおそれがある“資材等を運搬する”場合には、“例えば”荷台のシート掛けを行う“などの諸対策を着実に実施するよう、工事受注者に指示する”。」

<修正ページ> 環境影響評価準備書8.2.6-8 (9-3、11-7)

# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

イ 資材等運搬車両の荷台から発じんのおそれがある場合には、シートがけ等の環境保全措置を必ず採用すること。

## 事業者見解（案）

資材等運搬車両の荷台から発じんのおそれがある場合には、工事受注者に対して環境保全措置や資材運搬上の諸対策を着実に実施するよう指示する等、必要な措置を講じます。

## 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。



# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

ウ 降下ばいじん量についての「参考値」とされる「10t/km<sup>2</sup>/月」は事業実施区域及びその周辺の現況値を踏まえると著しく高いものとなっている。このため、現況値を十分に考慮の上、自主的な目標値を適切に設定し、評価すること。

## 事業者見解（案）

降下ばいじん量の判断基準は、他の環境影響評価事例を参考にしながら「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」の参考値に準拠して設定をしています。

市内の現況値は2.6t/km<sup>2</sup>/月（2020年度、松ヶ江観測局）であるのに対し、予測結果は沿道で2.91～5.25t/km<sup>2</sup>/月であり、環境への負荷がより大きくなる条件での予測評価でも参考値の半分程度となっています。なお、参考までに市内の現況値と予測結果を対比しやすいよう評価書に記載するようにいたします。

## 準備書からの修正方針（案）

粉じんの予測結果及び評価結果の表の注釈として、市内の現況値を追記します。

<修正ページ> 環境影響評価準備書 8.2.5-11、8.2.5-16、8.2.6-7、8.2.6-8（11-6、11-7）

# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

### (2) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

環境保全措置の内容は、影響要因（資材等運搬車両の運行、航空機の運航、飛行場の施設の供用等）の区分に応じて、評価書の適切な箇所に記載すること。

## 事業者見解（案）

環境保全措置の内容は、影響要因（資材等運搬車両の運行、航空機の運航、飛行場の施設の供用等）の区分に応じて、評価書の適切な箇所に記載します。

## 準備書からの修正方針（案）

(準備書P8.2.2-25)「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の項目」中の環境保全措置の記載内容を下記のとおり修正します。

- ・“工事”関係者に対して、アイドリングストップの徹底等の措置を行う。

(準備書P8.2.3-42)「航空機の運航に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の項目」中の環境保全措置の記載内容を下記のとおり修正します。

- ・“航空機について”補助動力装置(APU)の使用を抑制し、地上動力装置(GPU)の使用促進を引き続き行う。
- ・“サービス車両 (GSE車両) について”関係者に対して、アイドリングストップの徹底等の措置を行う。
- ・“サービス車両 (GSE車両) について”低燃費・低排出ガス車といったエコカーの導入を推進する。

<修正ページ> 環境影響評価準備書

8.2.2-25 (9-2、11-3) ※8.3.2-14(9-4、11-9)、8.14.1-7 (9-10、11-23) も同様に修正

8.2.3-42 (9-2、11-4) ※8.14.2-16 (9-10、11-24) も同様に修正

# 個別的事項 1 大気質、騒音及び振動

## 意見

### (3) 低周波音

準備書に記載された低周波音の現地調査結果については、北九州空港における航空機の離発着時のものか、調査地点上空を航空機が飛行する際のものかわかるよう、評価書において情報を追記すること。

## 事業者見解（案）

調査地点上空の航空機が通過した際の調査結果であることが分かるよう、評価書において情報を追記いたします。

## 準備書からの修正方針（案）

(準備書P8.4.1-4)「イ)低周波音の状況」に以下の内容を追記します。

- ・ "調査地点上空を航空機が通過した際の" 低周波音の調査結果は図8.4.1-2に示すとおりである。

<修正ページ> 環境影響評価準備書8.4.1-4 (11-12)

## 個別的事項 2 動物、植物及び生態系

### 意見

#### (1) 鳥類

曾根干潟は主にシギ・チドリや大型のサギ類が餌場として使っており、干潟が満潮状態になり餌が取れなくなると、曾根干潟から空港島に移動しバードストライクの被害に遭うことが考えられる。このため、潮の干満に応じて移動する鳥類を抽出し、空港島での個体数の変化と潮の干満の関係性を把握すること。

また、この関係性を踏まえた上で、事業の実施によるこれら鳥類への影響について予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

### 事業者見解（案）

潮の干満が影響する鳥類について、調査結果の整理を行います。またその結果を踏まえて予測及び評価について必要に応じて見直しを行います。

### 準備書からの修正方針（案）

潮の干満による鳥類の飛翔状況について、曾根干潟を利用する鳥類を抽出して整理し、鳥類の現況調査結果に追記します。また整理結果を踏まえて予測結果を一部追記します。

<修正ページ> 環境影響評価準備書8.7.1-26、 8.7.1-26 の後（ページ追加）

## 個別的事項 2 動物、植物及び生態系

### 意見

#### (2) 環境保全措置

湿生草地・開放水面については、ゲンゴロウ類等の希少種の生息地となっている。本事業による湿生草地・開放水面の改変率は40%と高く、希少な動植物への影響が懸念されることから、湿生草地・開放水面の創出や移植等の環境保全措置について検討を行い、検討の結果を評価書に記載すること。

### 事業者見解（案）

対象事業実施区域周辺の湿生草地・開放水面は、雨が少ない期間には減水していることが現地調査から確認されており、その多くは雨水が現地盤の凹部にたまっているものと考えられます。

この環境は、空港島が造成された後に生じたものであり、本事業の実施後も周辺に湿生草地・開放水面が生じる可能性が十分にあり、空港島に生息する水生昆虫類は降雨による湛水環境等を利用して生息していることを踏まえると、影響が懸念されるものではないと考えております。

### 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。

## 個別的事項 2 動物、植物及び生態系

### 意見

#### (3) 事後調査

一年生植物であるヒメコウガイゼキショウの移植の成否を評価するには、個体が存在していることだけでなく、種子生産が行われていることを把握しておく必要がある。このため、ヒメコウガイゼキショウの事後調査については、「春季」のうち結実期（主に晩春）に調査を実施するよう検討すること。

### 事業者見解（案）

ご指摘を踏まえて、ヒメコウガイゼキショウの事後調査の実施時期について記載を修正します。

### 準備書からの修正方針（案）

意見をふまえて、ヒメコウガイゼキショウの事後調査の実施時期の記載内容を修正します。

[<修正ページ>](#) 環境影響評価書 準備書本編10-4

## 意見

調査実施後に現調査地点である曾根干潟の周辺で一般市民が生き物や沿岸景観を見ることができると新たな臨海公園等が完成している。このことから、利用者が多いと思われる場所において追加調査を行い、本事業の実施による環境影響の把握に努め、必要に応じ環境影響の回避又は軽減を講じること。

## 事業者見解（案）

本環境影響評価に関する現地調査後に供用開始された曾根臨海公園は、曾根干潟に面して位置しており、本事業の実施による影響は、準備書に記載した人と自然との触れ合いの活動の場である曾根干潟への影響と同等になるものと考えております。

評価書の作成段階で、文献その他の資料調査や管理している自治体等へのヒアリングを実施したうえで、予測対象として追加することを検討します。

## 準備書からの修正方針（案）

意見を踏まえ、曾根臨海公園に関する利用状況やイベントの状況を、文献の収集等により把握し、調査結果に追記します。

## 個別的事項 4 廃棄物等

### 意見

本事業により発生する建設副産物については、準備書に記載された再資源化率目標の着実な達成に向け、工事受注者に対して必要な措置を講ずること。

### 事業者見解（案）

本事業により発生する建設副産物について、工事受注者に対して環境保全措置や施工上の諸対策を着実に実施するよう指示する等、必要な措置を講じます。

### 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。



## 個別的事項 5 温室効果ガス等

### 意見

温室効果ガス排出量予測結果は、8.8千tCO<sub>2</sub>eq/年の増加となっているが、カーボンニュートラルの観点から、温室効果ガス排出量の削減に向けて、更なる環境保全措置を講じること。

### 事業者見解（案）

準備書P8.14.2-16に示しているとおり、空港の脱炭素化に向けた取組の推進として、国土交通省が示している「空港の脱炭素化に向けた取組方針」（令和4年2月国土交通省航空局）を踏まえて、順次取組を実施してまいります。

### 準備書からの修正方針（案）

上記見解を評価書に掲載します。